

審 査 基 準

令和4年4月28日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請）、第19条の5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）、第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請）、第19条の5、第19条の12（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：40日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：